

長久手市多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなる多胎妊婦（以下「妊婦」という。）に対して、通常14回程度の妊婦健康診査（以下「健康診査」という。）に加え、追加で受診する健康診査に係る費用を助成することで、多胎妊婦の負担軽減を図るものとする。

(対象者)

第2条 健康診査は、医療機関または助産所で健康診査を受けた日に長久手市内に住所を有する妊婦とする。

(健康診査)

第3条 健康診査は、市長が交付した妊婦健康診査受診票14回、子宮頸がんクーポン以外で、受診をした妊婦健康診査とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、健康診査に要した費用の額とし、1回5,000円を上限とし、妊婦1人あたり5回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて長久手市多胎妊娠の妊婦健康診査受診交付申請書兼請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 健康診査に要した費用の分かる医療機関等の領収書及び明細書
- (2) 親子健康手帳の表紙及び健康診査の記録が記載されているものの写し

(請求の時効)

第6条 前条の規定による費用の請求の時効は、健康診査を受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過する日までとする。

(助成金の交付決定及び交付)

第7条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、申請者に速やかに助成金を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者については、その者の交付した当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

長久手市多胎妊娠の妊婦健康診査受診交付申請書兼請求書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 氏
住所

氏名

電話番号

長久手市多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業実施要領第5条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

※太枠内をご記入ください。

ふりがな				生年月日	年 月 日
受診者 氏名					
内訳	多胎 助成回数	受診日	受診費用 (A) 円	助成限度額 (B) 円	助成金額 (A)と(B)のうち低 い金額 円
	①				
	②				
	③				
	④				
	⑤				
助成金交付決定金額（合計請求額）					

振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫			本店 支店 出張所	店番号
	口座番号	普通・当座				
	(フリガナ)					申請者との続柄
	口座名義人					

- 添付書類 ①領収書及び明細書（妊婦健康診査に要した費用の分かるもの）
②親子健康手帳の表紙及び健康診査の記録が記載されているページのコピー

※受診した日の属する月の翌月から起算して1年以内に長久手市福祉部健康推進課に提出してください。